

# 2020年度事業報告（要約）

当財団の2020年度の事業運営は、まさに「新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）」に翻弄された1年間でした。水際対策（入国停止措置）の影響や政府の「緊急事態宣言（2回）」により社会経済活動が制限されたことなどもあり、全ての事業分野で活動が停滞し財務面も含め、これまでにない厳しい状況となりました。

2020年度は、ヒトの移動が大きく制限される中で、組織間の協議や実習生の面接等にオンラインが広く活用された最初の年となりました。その意味では、財団にとってもリモート元年の年でしたが、厳しい状況が続く中で全役職員が創意工夫し、「ワンチーム」となって対応にあたった年でした。

## 1 人材育成事業の推進

### 1) 技能実習事業

外国人技能実習機構の定期（年1回）実地検査では、受け入れ状況や備え付け書類、送り出し機関との協定等の点検を受けました。機構からは、監理状況は良好、との講評と共に何点かのご指導をいただきました。

当財団は、全国監査会議（11/12～13）を開催し「厳正な監査・訪問指導によるコンプライアンスの徹底」や「コロナ過における課題と今後の対応」について認識の共有化をはかるとともに、監理団体としてすべての実習実施者に対して技能実習法にもとづき監査を行っていくことを改めて確認しました。

また、実習実施者の実習計画認定取り消しや業績悪化などに伴い実習の継続が困難になった実習生に対して、転籍先等を確保するため送り出し機関とも連携を密にしながら他の実習実施者や監理団体への紹介を行うなど、実習生の雇用維持に全力で取り組んできました。

なお、職工対外交流中心（以下、職工中心）との実習事業は、最後の実習生の実習が2020年7月をもって終了し、30年以上にわたる事業を無事終了することができました。

## 2) 「特定技能」登録支援事業（収益事業）

当財団は、登録支援機関として支援事業に取り組むため大手惣菜企業の「1号特定技能外国人支援計画（以下、支援計画）」を申請し、入管庁から認定を受けましたが、コロナウイルスの影響で入国できないため母国で待機することになりました。その後、昨年12月に入国した「1号特定技能外国人」は、14日間の待機期間を経て特定技能所属機関（以下、「所属機関」）に配属となりました。

## 3) 日本語教育事業の展開

中国における日本語教育推進事業については、財団と「中国国際人材交流協会（以下、交流協会）」の間で締結した協議書と付属文書にもとづき「中国科学技術部外国専門家サービス（以下、外国専門家サービス）」と中国側の組織再編後1回目の「中国人日本語教師スキルアップ事業（以下、スキルアップ事業）」を2020年度に開催すべく準備を進めてきました。しかし、コロナウイルスの影響により外国専門家サービス等との調整機会が持てず、また、日本語教師の派遣も困難なことから先送りを余儀なくされました。

## 4) 新規事業の展開

当財団のパートナー組織である職工中心とサービス中心との新規事業は、コロナウイルスの影響で協議が中断していましたが、引き続き、「事業調整協議団」や「新規事業開拓作業チーム」の復活を通じて新たなステージでの事業化を目指していくこととしました。

職工中心とは、これまで30年以上の交流の歴史や設立母体が労働組合としての共通性をふまえ、労働者交流や技能分野の交流団の受け入れや文化交流など、両国民の友好と相互理解に資する新たな共同事業の可能性を追求していくこととしました。

また、サービス中心とは、中国の職業訓練制度を日本の技能実習制度と連携させ、職業の実践的経験を通じて技能と知識の向上とともに、チームワークなど日本の良き労働慣行を習得することにより優れた技能者を育成する高度人材交流プログラムの開発の可能性を追求していくこととしました。

## 5) 調査・研究等事業

当財団が外部に向け定期的に発行している「HRsDアジア財団ニュース」において、中国の政治経済局面における動向に関する調査・研究結果を連載記事として公開しました。加えて当財団のホームページに掲載しました。